

**2018年7月31日までの派遣期間について、協定第10条に基づく個別協議をする場合に限りです。**

平成22年12月1日

## **日本からチェコに従業員を派遣する企業関係者の方々へ**

日・チェコ社会保障協定は、日・チェコ両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者等（企業駐在員など）が、年金、医療保険等の社会保険料の二重払い等の問題に直面することのないようにすることなどを目的としています。

この度、日本において発行されたチェコ社会保険料の免除のための証明書（「適用証明書」）があるにもかかわらず、「**日本からチェコに一時的に派遣される被用者で、チェコ現地法人与雇用契約を締結している者**」について、チェコ当局によりチェコ社会保険料の免除が認められない事例がありました。

これを受けて、両国当局間で協議した結果、当面の間、上記のような者が、チェコの社会保険料の免除を希望する場合、日・チェコ社会保障協定第10条（被用者及び雇用者による共同申請を受け、両国の当局は、協定上の例外を認めることについて合意できるとの規定）に基づく例外措置の申請を行い、日本側当局とチェコ側当局との間で個別に協議を行うこととなりました。その結果、チェコの社会保険料を免除するという例外措置について当局間で合意した場合には、日本年金機構から第10条に基づくチェコの社会保険料免除のための適用証明書を発行いたします。

申請については、以下のように管轄の年金事務所にて手続きをしてください。

### **1. 今後、チェコに一時的に派遣されるため、チェコの社会保険料の免除を申請するが、現地法人与雇用契約を締結する予定がある方について**

協定第10条に基づく申請を行うこととなります。適用証明書の申請書の④「就労の形態」欄に新たに該当欄を設けましたので、ボックスにチェックの上、提出してください。

### **2. 既に適用証明書を保有しているが、現地法人与雇用契約があるため、現時点においてチェコの社会保険料が免除されていない方について**

協定第10条に基づく申請を新たに行っていただくことが可能です。その場合は、上記1.と同様に手続きいただくとともに、既に発行済みの適用証明書の（写）もお持ちください。

第10条に基づくチェコ社会保険料免除のための適用証明書の発行に当たっては、チェコ当局との協議が必要となり、**免除の可否が判断されるまで一定の期間を要することから**、今後従業員の方をチェコに派遣する予定がある場合は、派遣に先立って（赴任の2か月ほど前を目安に）「適用証明書」の申請をいただくと手続きが速やかに進むと思われますので、

平成22年12月1日

ご留意願います。

適用証明書申請書については以下の日本年金機構HPを参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/shinseisho/czech/czech1.html>

お問い合わせ先

日本年金機構本部国際事業グループ（電話：03-5344-1100（代表））にお尋ねください。また、本事案の経緯等については、厚生労働省年金局国際年金課（電話：03-5253-1111（代表））にお尋ねください。

－厚生労働省・日本年金機構－